

東大和市社会福祉協議会自治会等助成金交付要領

平成25年8月16日

要 領 第 4 号

(目 的)

第1条 この要領は、東大和市内の自治会・管理組合（以下「自治会等」という。）が行う行事等に要する経費の一部を助成することにより、自治会等の自主的活動を推進し、地域の健全な発展と充実を図ることを目的とする。

(助成対象自治会等の条件)

第2条 助成の対象となる自治会等は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 市内で活動を行っていること
- (2) 規約等を有し、意思を決定執行し、代表することの機能及び独立した経理、監査の機能が確立していること

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、自治会等が行う行事等に係わる経費の一部とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎年4月1日を基準とし、1自治会当たり年額5,000円以内とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする自治会等は、自治会等助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、東大和市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び交付)

第6条 会長は、申請内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、自治会等助成金交付決定通知書（第2号様式）を送付し助成金を交付する。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第7条 会長は、助成金の交付を受けた自治会等が次の各号の一に該当するときは、既に交付決定をした助成金の全部又は一部の返還を、期限を定めて命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を交付の目的以外の経費に充当したとき

(実績報告)

第8条 助成金を受けた自治会等は、助成事業が完了した日以後速やかに自治会等助成金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(委 任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。